

排除理由の研究

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-05-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大上, 尚史 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/00023120

2022年度 法学研究科

博士学位請求論文（要旨）

排除理由の研究

公法学専攻

大上 尚史

1 問題意識と目的

本研究のテーマである「排除理由」は、世界の法理学を牽引するオックスフォードの法哲学者ジョセフ・ラズが主張した概念であり、「ある理由では行為しない理由」を意味する。本研究は、排除理由が位置づけられる「行為理由の論理学」の全体像を提示し、排除理由に向けられた批判の検討を行うことによって、排除理由概念の解明を試みる。

ラズは、法哲学だけでなく、政治哲学、道徳哲学をも考察対象に据え、独自の実践哲学構想を提示し、各分野に多大な影響を及ぼしている。特に、権威の正当化や、権威の奉仕説といった独創的な権威論で知られており、彼の権威論に言及する研究は欧米では枚挙に暇がないほど膨大にある。

ところが、ラズの権威論は、従来の研究が想定するほど容易に理解できるものではない。ラズが権威の概念を論じた「正統な権威」は論文集『法の権威』の巻頭論文であるにもかかわらず、多くの論者から無視されてきた。その結果、そこで提示された「行為理由（特に、排除理由）を変更する能力」としての権威概念は知られていない。ラズの権威概念を理解することなく、権威の正当化理論に議論の焦点が集中しているのが、ラズの権威論をめぐる論争の現状なのである。

権威の定義が示すように、ラズにおいては権威ひとつ扱うためにも、行為理由（排除理由）の理解が必要不可欠なのである。権威論に関する研究が膨大であるのに対して、その前提に位置する行為理由論についてほとんど研究が進んでおらず、本稿末尾の参考文献に掲げた20数件論文——ラズ権威論の研究数の100分の1にも満たない——がほぼすべての先行研究である。

日本においても数えるほどであるがラズ研究が行われており、法実証主義理論、権威論、価値多元論的卓越主義、法の支配、国際人権論といった多岐にわたる。他方で、ラズの行為理由論について深く掘り下げた研究は存在しないのが現状である。従来の研究状況では、ラズの法理論、権威論、そして（実践的推論が関わる限りで）卓越主義についても、その背景にある行為理由論があまりにも軽視されてきた。本研究は、このような事情を背景に、ラズの行為理由論、特に排除理由の解明を試みる。

2 構成及び各章の要約

本稿は、2部構成になっている。第1部「行為理由の論理学の全体像」（第1章～3章）では、ラズの『実践理由と規範』を中心に提起し、法を行為理由（排除理由）とみなす実践哲学の構想の全体像を示す。

第1章「ジョセフ・ラズの行為理由の論理学」では、行為理由の概念を探求し、ラズの行為理由論にどのような特色があるのかを明らかにする。ラズの行為理由論には大きく分けて次の5つの特徴がある。第一に、行為理由は、実際にする（または、した）行為を説明するのではなく、すべき行為を指導する(guide)ことを本質とすること。第二に、「～すべし」という当為文を「～する理由がある」という理由文と同値とし、すべき行為の理由が世界を構成する事実であるとする、ある種の(規範的) 実在論的な立場をとること。第三に、行為理由を、それ自体で行為を指導する発効理由と、発効理由とセットにならないと行為を指導できない補助理由に分けること。第四に、行為理由に階層を認め、一階理由（行為する理由と、行為しない理由）と二

階理由（ある理由で行為する理由と、ある理由では行為しない理由〔排除理由〕）に分けること。第五に、複数の理由の間で衝突が発生することを認めること。

第2章「行為理由の論理学における法規範」では、命令規範、許可規範および権能賦与規範が行為理由の論理学においてどのように位置づけられているのかを探求する。規範（ないし行為理由）の本質は行為を指導することにあるという視点から、各種規範がどのように人々の行為を指導するのか、どのように実践的推論で役割を果たすのかという問いの考察を通して、命令規範は発効理由として直接的に行為を指導し、許可規範と権能賦与規範は補助理由として間接的に行為を指導するということが明らかになる。

第3章「行為理由の論理学における法体系」では、「法」規範が行為理由となる条件と法が行為理由であることの意味の解明が目指される。法の重要な特徴として、各種法規範は「現行」法体系に属するということが挙げられる。法規範が、実践される法体系に属することによってはじめて行為理由となるということが明らかになる。

第2部「排除理由の解明」（第4～9章）では、排除理由概念に向けられた様々な批判の検討を通して、排除理由概念の明確化を試みる。

第4章「排除理由と権威者の判断」では、権威者の判断（裁判官が下す判決、立法者が制定する法など）がどのような行為理由であるのかを問う。従来、権威者の判断を行為理由とみなす場合、それは他の理由と比較される一応の理由か、他のどんな理由にも負けない絶対的理由かのどちらかだと理解されてきた。そのような立場に対抗して、権威者の判断を排除理由とみなす立場のメリットを示した。

第5章「排除理由と行為者の信念」では、「ある理由では行為しない理由」と定義される排除理由を、「理由の重さ（に対する行為者の信念）を変える理由」とであるとみなすべきだとするアメリカの法哲学者 S. R. ペリーの批判を検討する。ペリーは、権威者の判断（特に専門家の助言）を、行為者が（理由の存在やその重さを正確には知らず）何をすべきか分からないという実践的不確かさに対処するための道具とみなし、理由の重さを変えるものだとする。つまり、権威者の判断を受けた行為者がなおも抱く、権威者が間違っているという確信が、権威者に従うべきでない程度に達するかどうかで、権威者に従うべきかどうかを決めれば、実践的不確かさへの適切な対処になるとする。それに対して私は、行為者の確信は、権威者の判断の正誤とは無関係である以上、ペリーの立場が、排除理由を（額面通り）理由を排除するものとみなす立場よりもうまく実践的不確かさに対処できるとは限らないと反論した。

第6章「排除理由と行為の動機づけ」では、「一定の理由では行為しない排除理由」を、「一定の理由では動機づけられない理由」と解釈して批判するアメリカの法哲学者 M. S. ムーアによる批判を検討する。この解釈によると、排除理由は、行為者がどのような理由によって動機づけられるかをコントロールできることを前提としている。しかし、ムーアによれば、行為者は行為の動機づけを自由にできるわけではないので、排除理由は、行為者にできないことを要求する不合理な概念だということになる。それに対して私は、任意の内容の欲求や信念を持ったり捨てたりすることは自由自在にはできないが、複数の欲求からどれを充足するかを決めたり、知性を働かせて信念の合理性を問うたりすることができる点で、行為者は動機づけに対して完全に受動的というわけではないと反論した。

第7章「排除理由の射程」では、カナダの法哲学者 C. エッサートによる、法を「保護された理由」ではなく、単なる排除理由とみなすべきだという異論を検討する。権威者の判断（例えば、仲裁判断、判決、立法）は、一定状況で当事者がもつ様々な理由（これを依存理由と言う）を勘案したうえで、下されるべきである。エッサートは、ラズが、 ϕ せよと命じる法の排除理由の面が、法を基礎づける（すべての依存）理由を排除するという当初の立場から、 ϕ しない（依存）理由だけを排除するという現在の立場に修正したとする。当初の立場に対して、法が依存理由を排除すると、行為者が法に従うとき法を理由にして従うという場合しか認められなくなり、常識的な理解に反するとエッサートは批判する。他方で、現在の立場について、 ϕ する理由が排除されないと認めることで、 ϕ すべきかどうかを決める際に、（ ϕ する理由を反映する）法と、 ϕ する理由と、 ϕ しない理由とが比較され、 ϕ する理由の二重勘定を犯すとエッサートは批判する。本章では、前者に対して、（排除理由は全依存理由を排除するが）行為理由は、それと一致した行為をすれば十分で

あり、それに従うことまでは要求しないというラズの理由理解によって応答した。後者に対しては、排除理由は、全依存理由を排除するから二重勘定は犯さないと反論した。

第8章「排除理由とルール」では、M. S. ムーアによる排除理由の正当化解釈批判を検討する。ムーアは、二階理由の存在を認めず、道徳的に正しい行為は、一階理由の比較衡量によって決まるとする立場を採る。排除理由を、道徳的に正しい行為を決める実践的推論に表れる二階理由だと解釈したうえで、排除理由が道徳的に正しい行為の決定に寄与する一階理由を排除すると、本当は正しくない行為が、正しい行為だとして提示されうるとムーアは批判する。このような批判に対して私は、行為の合理性に関心をもつラズと、行為の道徳的正当性に関心をもつムーアの間で議論のすれ違いがみられながらも、ムーアのように一階理由の比較衡量を法の適用の場面にまで及ぼす立場は、ルールの性質を適切に捉えられない点で問題があることを示した。

第9章「ジョセフ・ラズの規範の理論」では、ラズが『法体系の概念』（1970）で主張していた規範の理論である影響力説から、『実践理由と規範』（1975）で提示した規範の排除説への変遷をたどる。『法体系の概念』と『実践理由と規範』との比較によって、ラズの規範分析において次のような変化があったことが明らかになる。第一に、『法体系の概念』時点での行為理由理解が、行為を動機づける理由と捉えられているのに対して、『実践理由と規範』ではすべき行為の理由として理解され、特に排除理由が導入されたこと。第二に、（命令）規範分析の観点として、『法体系の概念』では、行為者の観点が重視されているのに対して、『実践理由と規範』では、発令者の意図が重視されていること。第三に、義務賦課法（または命令規範）を行為理由として理解するときには制裁の役割が後退したこと。第四に、権能や権能を行使する行為といった概念が明確に定義されたこと。第五に、『法体系の概念』では規範とみなされなかった許可法が、『実践理由と規範』では、排除許可という概念が導入され、規範として位置づけられたこと。